

相談支援従事者現任研修の受講について

相談支援従事者現任研修は、相談支援従事者初任者研修（5日課程）又は相談支援従事者初任者研修（1日課程）を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、修了する必要があります（1日課程については、障がい者ケアマネジメント従事者養成研修修了者に限りません）。

年限までに現任研修を修了しなかった場合は、改めて初任者研修を修了しなければ相談支援専門員として従事できません。

初任者研修修了年度別の現任研修受講予定は下記のとおりです。

※ご自身の**初任者研修了年度**をご確認ください（※青色部分が今年度の対象者です）

	初任者研修 修了年度	現任研修 1 回目	現任研修 2 回目	現任研修 3 回目
※1	平成 18 年度	平成 19 年度～平成 23 年度	平成 24 年度～平成 28 年度	平成 29 年度～平成 33 年度
※1	平成 19 年度	平成 20 年度～平成 24 年度	平成 25 年度～平成 29 年度	平成 30 年度～平成 34 年度
※2	平成 20 年度	平成 21 年度～平成 25 年度	平成 26 年度～平成 30 年度	平成 31 年度～平成 35 年度
※2	平成 21 年度	平成 22 年度～平成 26 年度	平成 27 年度～平成 31 年度	平成 32 年度～平成 36 年度
※2	平成 22 年度	平成 23 年度～平成 27 年度	平成 28 年度～平成 32 年度	平成 33 年度～平成 37 年度
※2	平成 23 年度	平成 24 年度～平成 28 年度	平成 29 年度～平成 33 年度	平成 34 年度～平成 38 年度
※2	平成 24 年度	平成 25 年度～平成 29 年度	平成 30 年度～平成 34 年度	平成 35 年度～平成 39 年度
※3	平成 25 年度	平成 26 年度～平成 30 年度	平成 31 年度～平成 35 年度	平成 36 年度～平成 40 年度
	平成 26 年度	平成 27 年度～平成 31 年度	平成 32 年度～平成 36 年度	平成 37 年度～平成 41 年度
	平成 27 年度	平成 28 年度～平成 32 年度	平成 33 年度～平成 37 年度	平成 38 年度～平成 42 年度
	平成 28 年度	平成 29 年度～平成 33 年度	平成 34 年度～平成 38 年度	平成 39 年度～平成 43 年度
	平成 29 年度	平成 30 年度～平成 34 年度	平成 35 年度～平成 39 年度	平成 40 年度～平成 44 年度

※1 平成 19 年度までに「相談支援従事者初任者研修」を修了した人で、平成 29 年度末までに「相談支援従事者現任研修」の 2 回目を修了していない場合は、改めて「相談支援従事者初任者研修 5 日課程」を受講していただく必要があります。

※2 **平成 20 年度から平成 24 年度までに「相談支援従事者初任者研修」を修了した人で**、平成 29 年度末までに「相談支援従事者現任研修」の 1 回目を修了していない場合は、改めて「相談支援従事者初任者研修 5 日課程」を受講していただく必要があります。

なお、**平成 20 年度に「相談支援従事者初任者研修」並びに「相談支援従事者現任研修」の 1 回目を修了した人で**、平成 29 年度末までに「相談支援従事者現任研修」の 2 回目を修了しておらず、平成 30 年度中に「相談支援従事者現任研修」の 2 回目を受講されない場合は相談支援専門員として従事できなくなりますので、ご注意ください。

※3 **平成 25 年度に「相談支援従事者初任者研修」を修了された方で**、平成 29 年度末までに「相談支援従事者現任研修」を修了しておらず、平成 30 年度中に「相談支援従事者現任研修」を受講されない場合は相談支援専門員として従事できなくなりますので、ご注意ください。